

宮  
総務部 2023/04/13  
坂

新型コロナウィルスの感染症法上の分類変更に伴う  
感染防止対策等の見直し（終了）について

標件、新型コロナウィルスの感染症法上の分類が、2023年5月8日に現在の2類相当から5類へ引き下げられることに伴い、当社で実施している感染防止対策等を以下の通り見直し（終了）いたします。  
部門内へ周知いただけますよう、宜しくお願ひいたします。

記

1. 人事的処遇等

大項目	No.	項目・状況	現在の特例措置	2023年5月8日以降
小学校等の臨時休業等における特別休暇	1	小学校等の臨時休業や当該施設の利用が停止されている場合	有給特休・ 1日単位の取得のみ	・特例措置を終了 ・左記状況等により出勤できない場合は年休取得 (年休が無い場合は欠勤)
	2	小学校等の分散登校・短時間授業等により子の世話が必要となった場合	有給特休・ 1日単位の取得のみ	
	3	施設の利用を控えるよう依頼があり、子を休園させる場合	有給特休・ 1日単位の取得のみ	
新型コロナワクチンの接種	4	従業員本人の接種当日	接種当日は有給特休	年休取得(年休が無い場合、接種後暦日3日以内は休業補償60%で無給特休)
	5	従業員本人が接種翌日以降に体調不良となった場合	年休取得(年休が無い場合、接種後暦日3日以内は休業補償60%で無給特休)	

2. 働き方等

① 出張、来客

国内・海外出張や来客の制限は解除しますが、リモート会議の活用も引き続きご検討願います。

② 時差出勤（横浜事業所）

横浜事業所で臨時措置として実施していた時差出勤（始業時間7:15、9:30、10:30の3パターン）は終了し、就業規則通りの8:15始業といたします。

③ 在宅勤務

感染防止対策としての積極的な利用働きかけは終了しますが、働き方改革の一環として、在宅勤務規程に則った利用を部門内でご検討願います。

④ 昼休み

現場と事務所、工場棟と本社棟のように時差を設けていた昼休みは、原則として一斉取得へと戻します。ただし、食堂座席数などから一斉取得が難しい場合は、時差を設けることも可とします。

3. 基本的感染対策等

① マスクの着用

社内でのマスクの着用は、個人の判断に委ねます。

感染症対策としてのマスク着脱を、本人の意思に反して強いることは禁じます。

② 手指消毒、出社時の検温

会社として消毒や検温を一律に求めることはしませんが、消毒液や体温測定器の設置は継続します。

各自の健康管理の一環としてご利用ください。

③ 換気、三密の回避

人ととの距離の確保は一律に求めませんが、室内の密集度などに応じた換気は適宜お願いいたします。

④ アクリル板、ビニールシートなどの仕切り

順次撤去いたします。

⑤ 体調不良時の出社判断

自宅療養や職場復帰の目安は設けませんので、ご自身の体調を上長とご相談のうえご判断ください。

4. 適用日

上記各種対応の適用日は、2023年5月8日（月）といたします。

新  
以上 2023/04/13  
井